請願道路整備事業の進め方

R5.4.1作成

事前協議

・道路線形及び幅員の概略案作成

市は地元案に対する相談を受け助言しますが、『道路線形案の地元同意』までは関係者に対し同意するよう説得はしません。

①用地買収単価は、時価の６/１０です。

②可能な限り物件補償の発生しない道路線形になりますので、拡幅巾は折半にはならないのが通例です。

③市は代替地の斡旋はしません。

↓

地 元 同 意

・関係地権者等同意書（様式２）

↓

この間、通常2ヶ年以上必要

要望書提出

・請願道路拡幅整備要望書（様式１）

市は以下の内容について確認し、要望書に不備がある場合は採択できません。

①全ての土地権利者、関係者の同意があるか。

②拡幅後の有効幅員は4.0m以上かつ、適正幅員であるか。

③接続する道路の有効幅員は4.0m以上あるか。

④隅切り（原則3m）の必要な土地権利者、関係者の同意があるか。

⑤補償上限額は500万円であることを承知しているか。

↓

事 業 採 択

↓

採択結果の通知

投資効果や必要性が高い事業が優先されます。

↓

道路線形の検討

市は現況測量を実施し、道路線形案を作成します。

↓

道路線形案の地元同意

・全ての土地権利者、関係者の同意（署名・捺印）

↓

この間、通常3ヶ年以上必要

用地調査、確定

関係者の用地境界立会をお願いします。

用地買収面積が確定します。

↓

支障物件調査

物件補償の内容を算定します。

↓

用地補償契約

通常、一括して調印して頂きます。

↓

道 路 工 事